

山鹿市条例第 15 号

山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例

山鹿市工場等設置奨励条例（平成 17 年山鹿市条例第 169 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 13 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山鹿市工場等設置奨励条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。